



2016年(平成28年)1月からの 公社債等の 税制改正



のご案内

ポイント 1

債券・公社債投信の売却益が課税対象になります



また、債券・公社債投信の利子と収益分配金(現行は源泉分離課税)、および債券の償還益(現行は総合課税)は、申告分離課税の対象となります。

*復興特別所得税の対象となりますので、実際の税率は平成49年末まで20.315%となります。この課税方式は、現在の株式や株式投信の配当・分配金(特別分配金を除く)、並びに売却損益の課税方式と同じです。

ポイント 2

債券・公社債投信と株式等の損益通算と売却損(償還損を含む)の繰越しが可能になります



ポイント 3

債券・公社債投信の特定口座での管理が可能になります



特定口座に組入れると、お客さまに代わって『あおぎん』が売買内容の記録や損益計算を行い、税額を算出いたしますので、納税手続きが簡便になります。

ポイント 4

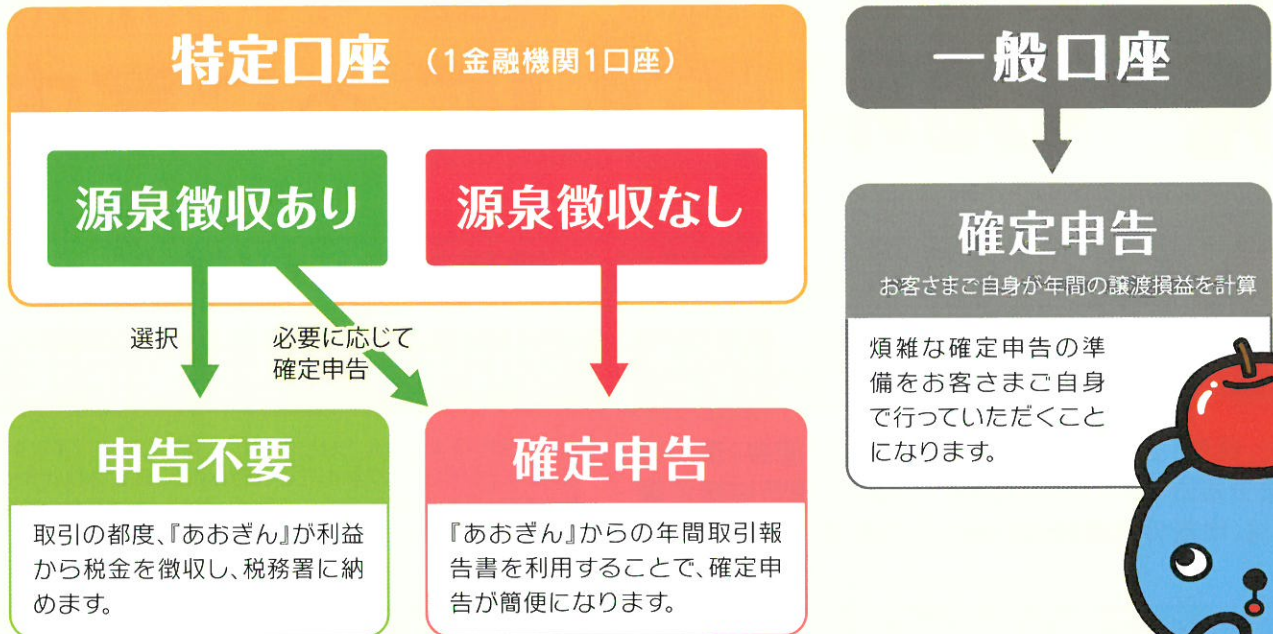
現在お持ちの債券を特定口座に組入れご希望の場合は、お手続きが必要になります

**特定口座開設、組入のお手続きは
本年中(平成27年12月末まで)にお済ませいただく必要があります。**

*特定口座と債券口座の「取扱店」「指定預金口座」が一致している場合に限り。 ※該当のお客さまには後日当行よりご案内させていただく予定です。

「特定口座」の仕組みとは？

特定口座内の取引について、お客さまに代わって『あおぎん』が上場株式等の売買損益や配当金等を計算し、税額を算出して「特定口座年間取引報告書」を作成する仕組みです。



なお平成28年1月からは債券、公社債投信の売買損益(償還損益含む)や利子等も特定口座内で管理できるようになります。

「特定口座」のメリットは？

特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合は、納税手続きも『あおぎん』が行いますので、確定申告は不要*です。また特定口座(源泉徴収なし)をご利用の場合は、「特定口座年間取引報告書」を利用して簡便に確定申告を行えます。

※売却損等の繰越控除を利用する場合、また他の口座との損益通算をする場合は、確定申告が必要です。

※償還時、債券売却時に「売却益」が発生した場合、現在の「一般口座」で引き続き保有されると平成28年以降はお客さま自身で計算のうえ確定申告が必要になる場合があります。

「特定口座」の開設・組入方法は？

特定口座を開設いただく場合、以下のお持ち物をご持参のうえ、お取引店へご来店ください。

お届印

本人確認書類

(運転免許証、各種健康保険証等)

※特定口座の開設は「個人」のお客さまのみ可能です。

※他社から青森銀行へ振替された分につきましては、受入ができない場合があります。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

お取引店または青森銀行 市場国際部 TEL.017-734-8527 (平日9:00~17:00)

●当資料は平成27年6月末現在の税制に基づき作成したものであり、今後税制改正等により、内容が変更する場合がございます。

●当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。 ●税務の詳細や個別の事案については、税務署や税理士等の専門家に相談ください。